

畿央大学における新型コロナウイルス感染防止に対する活動制限レベル指針(教職員・学生)

								は現在
活動制限レベル	授業	研究活動	入構制限	課外活動	教員勤務体制	事務職員勤務体制	出張・旅行	
0 通常	通常の対面授業	通常	通常	通常	通常	通常	通常	
1 制限一最小 (一部制限)	感染防止対策を行った上で対面授業を実施する。	感染防止対策を行った上でほぼ通常の研究活動、学会等への参加を行う。	不要不急の入構自粛要請	感染防止対策を施した上で活動	在宅勤務を併用して大学勤務	時差出勤/在宅勤務を併用して大学勤務	流行地域への出張・旅行注意	
2 制限一小	感染防止対策を行った上で対面授業を実施するが、遠隔授業を有効活用する。	感染防止対策を行った上で研究活動を認めるが、自宅での作業を検討する。	不要不急の入構自粛要請	感染防止対策を確認の上、許可制で認める	在宅勤務を併用して大学勤務	時差出勤/在宅勤務を併用して大学勤務	流行地域への出張・旅行の原則自粛	
3 制限一中	原則、遠隔授業とするが、必要性や対策の徹底を前提に対面授業を認める。	感染防止対策を行った上で研究活動を認めるが、現場での滞在時間を減らし、自宅での作業を検討する。	大学からの要請以外の入構原則禁止	感染防止対策を確認の上、学内での活動を許可制で認める	必要な場合大学勤務。在宅勤務の推奨	時差出勤/在宅勤務を推奨しながら大学勤務を認める	流行地域への出張・旅行の自粛	
4 制限一大	原則として遠隔授業のみ実施する。	研究機能の最低限の維持のため、生物の世話、液体窒素の補充、サーバー維持などを目的に、教員のみの一時的入室を許可する。学生の入室は原則禁止とする。	大学からの要請以外の入構禁止	活動禁止	原則在宅勤務。必要な場合のみ最小限の大学勤務可	感染拡大に最大限注意しつつ、重要な事務を継続するために必要な職員が交代で勤務	緊急事態宣言対象地域への出張・旅行の原則禁止。その他地域へは自粛	
5 制限一最大 (原則停止)	遠隔授業のみ実施する。	研究機能の最低限の維持のため、生物の世話、液体窒素の補充、サーバー維持などを目的に、教員のみの一時的入室を許可する。	入構禁止	活動禁止	在宅勤務	基幹機能維持のための出勤者をのぞき在宅勤務	全ての移動を原則禁止	

(1)活動制限レベルの設定は、国内全体ならびにキャンパス所在地及び近隣府県における感染の拡大状況・収束状況ならびに政府等による要請のレベルを総合的に勘案して判断する。

(2)活動制限レベルの判断については、対策本部において決定する。これに伴う具体的な措置・対応ならびに表中に記載のない項目に関する対応については、内容に応じて、対策本部または関係機関において審議・決定する。なお、活動制限レベルの設定及びこれに対応する措置については、あくまでも指針として示すものであり、状況を総合的に検討したうえで、上記にない措置をとることがある。

(3)学内で感染者が発生した場合は、一時的にキャンパス入構禁止措置等を判断することがある。

(4)学外実習等の実施については各学科と相談の上決定する。